れている場合には、当該合併法人を含む。以下この号において同じ。）により継続して保有されることが見込まれていること（当該株式移転後に当該株式移転完全親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該株式移転の時から当該適格合併の直前の時まで当該対価株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていること。）。

第四条の三第二十二項第六号中「当該株式移転完全親法人又は株式移転完全子法人若しくは他の株式移転完全子法人を被合併法人とする」を「イ又はロに掲げる」に、「イに掲げる要件に該当する」を「それぞれイ又はロに定める要件に該当することが見込まれている」に、「当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人を合併法人等とする適格合併等（当該他の株式移転完全子法人又は株式移転完全子法人を被合併法人とする適格合併及び法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式が交付される適格合併並びに同条第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式が交付される適格分割を除く。ロにおいて同じ。）」を「ハに掲げる適格合併等（適格合併、適格分割又は適格現物出資をいう。ハにおいて同じ。）」に、「ロに掲げる要件に該当する」を「ハに定める要件に該当することが見込まれている」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該株式移転完全子法人を被合併法人とする適格合併　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　当該株式移転後に当該株式移転完全親法人と当該他の株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続すること（当該株式移転後にロに掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、ロ(2)に掲げる要件に該当すること。）。

(2)　当該株式移転の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式移転完全親法人と当該他の株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続すること。

ロ　当該他の株式移転完全子法人を被合併法人とする適格合併　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　当該株式移転後に当該株式移転完全親法人と当該株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続すること（当該株式移転後にイに掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、イ(2)に掲げる要件に該当すること。）。

(2)　当該株式移転の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式移転完全親法人と当該他の株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続すること。

第四条の三第二十二項第六号に次のように加える。

ハ　当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人を合併法人等とする適格合併等（イ又はロに掲げる適格合併及び法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式が交付される適格合併並びに同条第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式が交付される適格分割を除く。）　当該株式移転の時から当該適格合併等の直前の時まで当該株式移転完全親法人と当該株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続し、当該適格合併等後に次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　当該株式移転完全親法人（当該株式移転完全親法人による完全支配関係がある法人を含む。）が当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人（当該適格合併等に係る合併法人等となるものに限る。）の当該適格合併等の直前の発行済株式等の全部に相当する数の株式を継続して保有すること。

(2)　当該株式移転完全親法人と当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人（当該適格合併等に係る合併法人等となるものを除く。）との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続すること。

第四条の三第二十二項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　次の各号に掲げる合併、分割、現物出資、株式交換、株式交換等又は株式移転後に当該各号に定める法人を被合併法人とする適格合併（第十八項第二号の株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併にあつては同号の同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある場合における当該適格合併に、第二十一項の株式移転完全親法人を被合併法人とする適格合併にあつては同項の同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある場合における当該適格合併に、それぞれ限るものとする。）を行うことが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人は、当該適格合併後においては当該各号に定める法人とみなして、当該各号に規定する規定及びこの項の規定を適用する。

一　第二項第二号の合併、第六項第二号イに掲げる分割型分割、同号ロに掲げる分割、同号ハに掲げる単独新設分割、同号ニに掲げる複数新設分割、第十三項第二号イに掲げる現物出資、同号ロに掲げる単独新設現物出資、同号ハに掲げる複数新設現物出資、第十八項第二号の株式交換、第十九項第二号の株式交換等又は第二十一項若しくは第二十三項第二号の株式移転　第二項第二号、第六項第二号イからニまで、第十三項第二号イからハまで、第十八項第二号、第十九項第二号、第二十一項又は第二十三項第二号の同一の者（第十八項第二号ハ(1)、第十九項第二号ハ(1)、第二十一項第四号イ又は第二十三項第二号ニ(1)の同一の者を除く。）

二　第六項第一号ロに掲げる分割、同号ニに掲げる複数新設分割、第七項第一号ロに掲げる分割、同号ニに掲げる複数新設分割、第十三項第一号イに掲げる現物出資、同号ハに掲げる複数新設現物出資、第十四項第一号ロ若しくはニ、第七項第一号ロ若しくはニ、第十三項第一号イ若しくはハ又は第十四項第一号イ若しくはハのいずれか一方の法人

三　第六項第一号ハ又は第七項第一号ハに掲げる単独新設分割　当該単独新設分割に係る分割法人

四　第十三項第一号ロ又は第十四項第一号ロに掲げる単独新設現物出資　当該単独新設現物出資に係る現物出資法人

五　第十八項第一号若しくは第二号又は第二十項第六号の株式交換　当該株式交換に係る株式交換完全親法人（第十八項第二号ハ(1)の株式交換完全親法人を除く。）

六　第十八項第二号ハ、第十九項第一号若しくは第二号ハ、第二十一項第四号又は第二十三項第一号イ若しくは第二号ニの特定適格合併　当該特定適格合併に係る合併法人

七　第二十一項、第二十二項又は前項第六号の株式移転　当該株式移転に係る株式移転完全親法人（第二十一項第四号イの株式移転完全親法人を除く。）

第四条の三第二十一項中「第二条第十二号の十七ロ」を「第二条第十二号の十八ロ」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　株式移転前に当該株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人による支配関係があり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当することが見込まれている場合における当該株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間の関係（次号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該株式移転後に当該株式移転に係る株式移転完全親法人と当該株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による支配関係が継続すること（当該株式移転後に次に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、それぞれ次に定める要件に該当すること。）。

(1)　当該株式移転完全親法人を被合併法人とする適格合併（イにおいて「特定適格合併」という。）　当該株式移転の時から当該特定適格合併の直前の時まで当該株式移転完全親法人と当該株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続し、当該特定適格合併後に当該特定適格合併に係る合併法人と当該株式移転完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係が継続すること（当該株式移転後に(2)に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、(2)に定める要件に該当すること。）。